図－３　森づくり委員会の位置付け・機能と仕組み

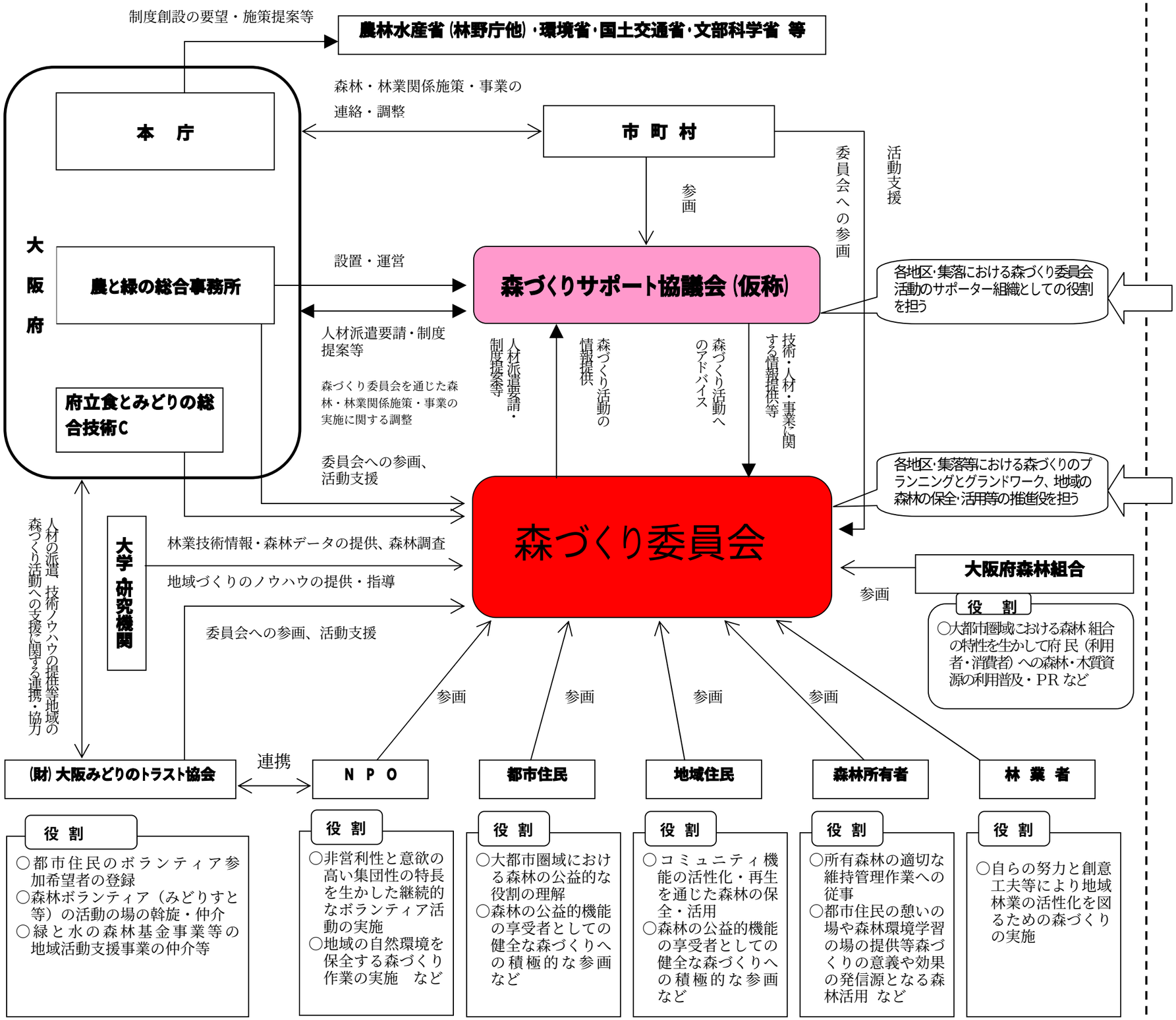

森づくりサポート協議会のアウトライン

◆位置付け
　府内の森づくり委員会活動を施策面、技術面、人材面等からサポートする組織として位置付けする

◆規模・範囲：
・大阪府各農と緑の総合事務所単位に設置

◆設置・運営主体：大阪府
　但し、事務局は、各農と緑の総合事務所地域政策室とする

◆構成メンバー：
管内森林所在市町村（緑の基本計画担当課、農林担当課）、管内所在の森林組合支店、森林ボランティア活動グループ、自然環境保全活動関連　ＮＰＯ、管内の都市農村交流活動組織代表、管内の青少年活動・教育関係者　など

森づくり委員会のアウトライン

【委員会の運営主体・構成等】

◆規模・範囲：概ね集落単位を基本
（森林の連担性や自治組織等の緊密性などから数集落域を対象とすることも可）

◆設置・運営主体：
自治会、財産区、林業研究グループ、森林ボランティア活動グループ　など

◆構成メンバー：
森林所有者、地域住民、林業者、森林組合、NPO、都市住民、市町村、大阪府　など

【委員会の活動】

◆地域の森づくりのあり方や取り組み・進め方等の協議・調整

◆人工林の間伐・枝打ち作業や広葉樹林の林内整理作業など森づくりの協働

◆持続した森づくりを通じて、地域振興、林業振興等を図る取り組みの主体的活動

◆森林環境学習や森林レクリエーションなど森林と人とのふれあい・交流の機会づくり　など